

## 唐の貢献制と国信物

—遣唐使への回賜品—

石見清裕

ご紹介いただきました石見と申します。本日はこの伝統ある学習院の史学会で講演させていただけるということで、大変光栄と存じております。

講演ですのでテーマは自由に選択してよいということだったので、一緒に講演されます鐘江先生が、遣隋使、遣唐使と関連する古代日中関係史にかかわる題目を設定されたと同じだったので、なるべくかみあうようなテーマを選びました。ただ、そうは申しませんが、実は私はこれまで遣唐使を専門に取り上げた研究はしたことがありません。この場合の「遣唐使」といいますのは、我が日本が唐に派遣した使節という意味で、すなわち、我が国で一般に言う遣唐使という意味です。そういう意味での遣唐使は、これまで研究したことは実はないのです。

私の専門は東洋史でありまして、唐という国の国際関係や外交手段の分析の一環として日本の遣唐使を扱ったことがあるにすぎません。ただ、改めて考えてみますと、唐に対して派遣される使節であ

れば、たとえそれがどの国から派遣されようとも、それは遣唐使と呼ぶなら呼んでいいはずですので、本日の私の報告テーマの副題にある遣唐使というのは、その意味で使用したいと思っています。つまり、唐の外交のやり方の中に日本の遣唐使も位置づけて相対化してみたいという試みです。なるべく、構造の大枠をつかみたいと思いますので、さほど深い話はできないかもしれません。

さて、早速ですが、唐の儀礼体系の中には「賓礼」と呼ばれる、外国からの賓客を接待する儀礼がございます。『大唐開元礼』（だいとうかいげんれい）というこれは玄宗時代の儀式書なのですが、その賓礼の巻に記される儀式次第を順に並べますと、次のようになります。

すなわち、①外国使節を唐の長安または長安の郊外の駅で出迎える迎勞儀礼、②迎賓館で行われる、外国使節に唐の皇帝との謁見日を伝達する儀式、③宮殿における皇帝謁見の儀式（正式なタイトルは、唐の皇帝が外国使節から国書と献上品を受け取るというセレモニーです）、④その返礼として唐の皇帝からの宴会儀礼（この宴会

の最後に皇帝から使節へ、といえますよりは、唐の皇帝から相手国の国家元首への返礼品が箱に入れられて手渡されます、そして⑤に、これは賓礼ではありませんが、使節が長安を離れる少し前に、迎賓館で唐の皇帝からの返事の国書が読み上げられて手渡されるという儀式、最後に⑥に、宮殿における暇乞いの儀式があって、使節は長安を後にして帰国の途に就くという形になります。

このうち⑤の、唐からの国書授与の儀式だけが賓礼ではなくて、嘉礼というジャンルの式次第に入っているのですが、これは国書とはいっても、あくまでも詔勅として出されるわけですから、詔勅を發布する儀式の一環として嘉礼に組み込まれていると思われまます。

この⑤の儀式を、中村裕一さんと古瀬奈津子さんは、唐側の使節が外国に派遣されて、その外国で唐皇帝の国書を伝達する儀式だと解釈されています。つまり、唐の使節が日本に来た場合、この⑤の儀式によって唐の皇帝からの国書が日本の天皇に渡されると解釈されるわけです。

ただし、そのように考えますと、外国に行けばその国の儀式に臨席するのが当たり前であって、そのような外国での儀式をわざわざ『大唐開元礼』のような式次第書に設定するかどうかという疑問が残りますし、何よりも、そのように解釈すると、唐が都の長安で外国使節に対して国書を伝達するという儀式がどこにも見当たらずに、なってしまう。したがって私は、⑤の儀式は唐の皇帝からの国書が長安の迎賓館において、外国使節に伝達される儀式だと考えてよいかと、今でも思っています。

さて、以上は外国使節のうち、長安に入京するものだけを対象と

した儀式で、使節団全員がこれらの儀式に臨席するというわけではありません。使節の多くは最初に到達した辺境の州に滞在するのでありまして、日本の遣唐使ならば揚子江下流域の揚州や越州などに大半がとどまります。使節団の中核だけ、例えば遣唐大使だとか遣唐副使、判官など、一部のものだけが都に向かって、以上に述べた儀式に臨むということになります。ただし、それらの辺境の州に滞在する使節員の接待や入京する使節を出迎えたり送ったりする迎客使ですとか送客使ですとか、あるいは接待責任に当たる領客使ですとか、さらには都に入った使節も出席する冬至や元日の朝賀の儀式など、それらも含めて広い意味ですべてを賓礼と捉える考え方もあります。

日本古代史では、むしろそちらの広義の意味で「賓礼」と捉えるのが今日では一般的ではないかと思えます。さらには最近、廣瀬憲雄さんによって、唐の後半期になると、使節が皇帝と対面して外交案件を伝える「対」という儀式行為が行われるようになったということが明らかにされています。ただ、そうはいいまして、一国の使節が唐の政府と外交行為を行うのは、基本的には上記の①から⑥の手順が基本になって行われたということは間違いないだろうと思えます。

さて、この①から⑥の手順をあらためて見てみますと、当時の外交は国書と、つまり一国から相手国政府への手紙と、もう一つは土産品をお互いに手渡すという、国書と物品の授受を二つの大きな眼目にして成り立っていたことがおわかりいただけるかと思えます。これは、国書にしても物品にしても、どちらにも国の威信がかかっ

ているのでありまして、特に物品のほうは、これは現代の外交においてもそうでしょうけれども、まさか手ぶらで行くわけにはいかないのです。相当のものを持っていくことになるはずです。

このうち、国書のほうは唐が発給した国書は、ほぼ全文が伝えられているものを探してみますと、全部で九十五通。これは私に見落しがあつて、まだあるかもしれませんけども、九十五通見いだせます。唐の国書は皇帝の発する七種の詔勅のうち、慰勞制書と論事勅書のいずれかが用いられて発せられます。これは中村裕一さんの研究でもわかっているのですが、慰勞制書は、「皇帝敬問○○國王（皇帝謹んで○○國王に問う）」とか、もしくは「皇帝問○○國王（皇帝○○國王に問う）」のどちらかで書き始められて、末尾は「遣書、指不多及（書を遣わす、指すに多くは及ばず）」で終わる。つまり末尾は、手紙ですので多くのことには触れられませんという意味の文言で終わるといふことです。一方、論事勅書は「勅○○國王○○（○○國王○○に勅す）」で始まりまして、末尾は慰勞制書と同様に「遣書、指不多及」で終わるといふ書式をとります。日本でも国書は慰勞詔書が用いられておりました。

日本に対して発給された国書は、張九齡が起草して玄宗が発した論事勅書が一通伝えられています。実はこれらの国書というのは、唐代史でも国際関係史の史料としては、まださほど読まれてはいないというのが実情です。ですから、興味のある方はどんどん読んで研究していただければと思います。

ただ、これら国書の問題を取り上げますと大変な時間がかかりますので、本日はこのうち外交に使用された物品の方を取り上げたい

と思っています。もう少し具体的に申しますと、唐からはどのような物品が外国使節に手渡されて、それらを唐政府はどのように用意したのかという問題を考えてみたいということですよ。

\* \* \* \*

まず、どのような物品が唐から外国使節に授与されるのかという点を確認したいと思います。唐の国書のいくつかの実例を見ますと、唐から相手国に伝達事項が記された文章の末尾のほうに、例えば西暦七三六年に突厥（テュルク）の可汗にあてられた論事勅書『文苑英華』巻四六八）には「少信物有り。別に委曲を具う。至らば宜しく領取すべし」とあります。つまり「わずかな贈り物があります。詳細は別に記したとおりです。届きましたらお受け取りください」という意味のことが記されております。

また、八〇八年に回鶻（ウイグル）の可汗にあてられた慰勞制書（同上）にも、やはり「今、少物を賜う。具さには別録の如し」という文言が見えます。これらはごく一部の国書を挙げたにすぎないのですが、ここに見えます「別に委曲を具う」ですとか、「別録」といいますのは、『唐会要』巻五四に収録されている西暦七〇〇年の詔勅に、「心に外国に賜うべき物は、中書省に、その賜り物の種類を詳しく記録させて、それを国書を入れる箱の中に一緒に入れろ」という旨が発せられています。つまり、唐では外国使節が持ってきた国書と土産品が、上で見ました③の謁見儀式で唐側が受け取り、そして④の宴会の席で返礼品が渡されて、⑤の返事の国書を授

与する際に、返礼品のリストが国書の函の中に入れられて、一緒に渡されるという形をとったことがわかります。

さて、それならばどのようなものが渡されたのかといえますと、国書の中にそれらが記される例が認められます。例えば、西暦七三五年に契丹の都督に発せられた国書（同、卷四七一）を見ますと、末尾付近に「今、あなたに錦の衣一幅、細工を施したベルト七本を賜います」という文言が見られます。

また、識匿という地域の国王（今日の中央アジア・タジキスタンのシグナーンという町ですが）、その国王にあてた国書（同上）には「今、あなたと將軍に物（絹織物）二〇〇疋、錦の上衣、金細工のベルト、それ以下の階級のものには錦の衣を賜います」というように記されています。同様に、他の国書にも「絹織物三〇〇疋、銀のお盆、銀の皿、上衣一着、金細工のベルト七本」ですとか、「綾織物三〇〇疋」などの賜物の文言が見えます。

以上も史料のごく一部なのですが、これらによりますと、唐が外交行為として外国使節に授与する物品といえますのは、絹織物、それも錦・綾などの高級絹織物と、金銀工芸品を中心としていたと見てよいかと思われます。それらのリストは、先ほど述べましたように、国書の函に入れられるのですが、その一部が国書の本文にも記されたということは、これらが唐が授与した物品の中でも中心的な品物であったと見られるわけです。ところで、唐という国は日本と違いまして、四方八方から外国使節が常によってきますので、彼らに対するこのような高級な財貨はいつでも使えるように準備しておかなければなりません。

『旧唐書』職官志の尚書省戸部・金部郎中の条には、「蕃客に賜う錦綵」と書かれていて、その内容は「錦一張、綾二疋、縵（綾模様を織り込んでいない絹織物）三疋、綿（真綿）四屯」という規定が見えます。これは『天聖令』が発見された結果、唐の倉庫令の規定であることがわかりました。『天聖令』につきましては、後ほどあらためて触れることがあるかと思えます。

ここに見える賜い物の規定は、先ほどの国書で見ましたような相手国の国家元首への国信物と比較すると、額に大きな開きがありますので、これらはおそらくは入京した外国の使節団員への賜り物を規定したものではないかと思われます。唐は、このように外国からやってきた使節団への賜り物や、相手国国家元首への国信物など、さまざまな物品を用意しておかなくてはならなかったわけです。それならば、唐はそれらの財貨をどのようにして準備していたのかといえますと、通常ある国家の支配領域内だとれる財貨を都、中央に集中される方法としては、まず税というシステムが一般的に想起されると思います。

しかし、唐の税を見えますと、一般に「租・庸・調」といわれますが、正しくは「租・調・役」なのですけども、唐では成人男性に租として粟二石、調は帛（きぬ）類で納める場合は一人二丈（二分の一疋）、麻布で納める場合は二丈五尺（二分の一端）で、力役は一年に二〇日と規定されていました。力役を行わない場合は、代わりに庸を納めることになって、庸は帛類ならば一日三尺、麻布ならば三尺七寸五分であって、二〇日分々庸を納めるとなれば、帛ならば六〇尺（つまり六丈）で一・五疋、麻布ならば七五尺（七・

五丈)で一・五端となります。唐では帛と麻布の対比は常に四対五なのです。帛四イコール麻五の対比で動いています。

こうして毎年莫大なる税収入が中央政府に送られてくるわけですが、唐の中ごろの天宝年間のある年(八世紀半ば)の国家歳入を見てもみすと、次の「唐・宋歳入の比較」という表をご覧ください。

〔唐・天宝年間の歳入〕(『通典』卷六、食貨、賦税下)

糸綿を出す郡県の丁の庸調の絹……………七四〇万疋

〃 綿……………一八五万屯

布を出す郡県の丁の庸調の布……………一〇三万五万端

租の折納布(江南)……………五七〇万端

租粟三〇〇万石の折充絹布……………二〇〇万(端・疋)

〔宋・元豊年間末の歳入〕(『宋会要輯稿』食貨六四)

錦綺・羅・綾……………五七万疋

絹……………一二六万疋

紬……………三五六万疋

絶……………一二万疋(以上計一六五一万疋)

糸・綿……………二〇二九万両

布……………四八五万疋

この表の「唐・天宝年間の歳入」を見ますと、右二行が絹類です。ので、絹類で納入された税収入よりも、麻布で納められた歳入のほうがはるかに多いことが、見て取れると思います。

それに対して、左の「北宋・元豊年間の歳入」を見てみますと、一世紀の後半になります。こちらは四行目までの絹類だけで合計一六五一万疋になり、圧倒的に絹が多いということがわかります。つまり唐代の税は租庸調といって、調は絹だと一般的に言われますけど、実はまだほとんど麻布の時代なのです。これらの麻布は、もちろん遣唐使への回賜品などに使われるようなものではなくて、それは官僚の給料ですとか軍事費ですとか国家の必要経費として支出されるものです。

したがって、支出されれば、布帛類は今日の紙幣に相当します。ので、それが通貨として流通することになります。中央アジアのトゥルフファン(吐魯番)の墓から出土した麻布には、そこに書き込みがあって、その一つは揚子江下流域の鄱(ほう)県というところの住民が開元九年(七二一年)に納めた庸調麻布であることがわかりました。これが吐魯番まで流通してもたらされたわけです。つまり、このように見てみますと、唐が外国使節に対して返礼品として授与した高級絹織物や金銀工芸品というのは、税で納入されたもので本当にそれらが賄えたかどうか。どうしても疑問が残されるわけです。

\* \* \* \* \*

ところで、唐代には支配領域で産出される財貨を中央に集中させるシステムとしまして、税のほかにもう一つ方法がありました。それが「貢献」と呼ばれる制度で、本日の私のタイトルにあります「貢献制」というのがそれに当たります。この貢献というシステムは、

一言で言ってしまうと、地方官が管轄領域内で産出される特産品を買い上げて皇帝に貢ぐという制度のことです。

貢賦の規定は仁井田陞先生の『唐令拾遺』の賦役令第二十七条に、開元二十五年令として次のように復元されています。

諸諸州貢賦、皆盡當土所出。准絹為価、多不得過五十疋。並以官物充市、所貢至薄、其物易供。

意味をとってみますと、「およそ諸州の貢賦は、みな当土の出だす所を尽くせ（これはその土地で産出されるものに限定しろという意味だと思えます）。絹に准じて値段を決めて、その値段は多くても五〇疋を過ぎてはいけない。並びに官の物を以て市に充てて、その次が読めません。「貢ぐ所、薄きに至らば、其の物は易供せよ」と読むのか、「薄」という字が「簿」の誤りなのか、いずれにしても意味がとれない。実は、この最後の八字は令の条文ではないであろうという推測は、すでに高橋継男さんによって指摘されています。一方、日本の養老令の貢賦はどうなっているかという点、賦役令第三五条に次のようにあります。

凡諸國貢賦物者、皆盡當土所出。其金、銀、珠、玉、皮、革、羽、毛、錦、罽、羅、縠、紬、綾、香、葉、彩色、服食、器用、及諸珍異之類、皆准布為価、以官物市充、不得過五十端。其所送之物、但令無損壞穢惡而已。不得過事修理、以致勞費。

一部が唐令と重なりますが、日本令の方が貢ぐ物品の種類にまでわたってはるかに詳細に規定されていることがわかると思います。

ところで、日本令のこの貢賦の規定条文は、実は空文ではないかという見方が今は支配的だといってよいのではないかと思えます。

といいますのも、日本ではこれ以前から「ツキ」という制度があって、租庸調の調を日本語では「ツキ」と訓じます。この「ツキ」というのは「ツク」と同じ語で服従するという意味を持ちます。この「ツキ」に美称の「ミ」がついて、「ミツク」だとか「ミツギ」になります。「カシツク」の「ツク」も語源は同じだとされています。そして日本の養老令の賦役令第一条の調「ツキ」の規定を見ますと、日本の調は唐のように布帛で納税するのではなくて、各地のアワビだとかカツオ、イカ、イリコ、ムラサキノリ、各種のスシだとか、クレナイ、アカネ、ツツラ、ゴマアブラなどの物品が列記されています。つまり、古代の日本では律令制を導入した後も古来の「ツキ」はそのまま残されて、それを便宜上「調」と称したのではないかというように考えられているわけです。さらにいいますと、日本の貢賦規定に記される物品が、当時の日本で果たして生産されていたかどうか、という問題もありますので、養老令の条文は唐令をそのまま模した空文ではないかと思われるわけです。

ということは、とりもなおさず、唐の賦役令の貢賦の条文が養老令と同じような条文だったのではないかという結論になるわけですから、そこで『唐令拾遺補』の賦役令第二十七条は養老令に従って復元され直しました。それが一九九八年に戴建國さんによって中国浙江省寧波の天一閣で、北宋の天聖年間の令である『天聖令』の一部が発見され、二〇〇六年に全文が公開されました結果、唐の貢賦規定の原文を目にすることができるようになりました。次のとおりです。

諸朝集使赴京貢賦、皆盡當土所出。其金、銀、珠、玉、犀象龜貝、

凡諸珍異之属、皮革、羽毛、錦、罽、羅、綢、綾、絲、絹、絨、希之類、忝蜜、香菓、及盡色所須、諸是服食器玩之物、皆准絹為価、多不得過五十疋、少不得減二十疋。兼以雜附及官物市充、無則用正倉。其所送之物、但令無損壞穢要而已。不得過事修理、以致勞費。

以上のとおり、唐の貢献制の条文は、『唐令拾遺』よりも養老令に近いことがわかってまいりました。この条文では、金・銀・珠玉などの属、これが一つ。皮革・羽毛・絹織物などの類、これが二つ目。そして、漆・蜜などの服食の物、これが三つ目です。これら大きく三つに分けられて、それらが地方官によって都に貢献され、その金額が絹に換算して五〇疋以下、二〇疋以上だったということがわかります。おそらく日本が模倣した唐の賦役令の条文が、玄宗の開元二十五年令の段階では、『天聖令』のように発展して整理されたのではないかと思われます。

基本的にこの規定に基づいて、唐の貢献制度は運営されていたわけですが、それでは実際には、どのように運営されていたのかということを見てみたいと思います。玄宗の開元七年令に基づいて、行政の運営方法を役職別にまとめた『大唐六典』の巻三、尚書省の戸部、つまり戸籍と国家財政をつかさどる部署ですが、そこには唐の行政区画である「道」別に管轄の概要が記されています。

ここでは、日本にかかわる「河南道」の部分を段落に分けて示してみます。

第一段落は、河南道は合計二十八州を管轄するという、管轄州が示されています。

第二段落は、東西南北の境界（四至）が示されています。第三段落は、名山・大川を中心にした、いわば自然地理を記した部分と言えます。

第四段落は「厥の賦は、絹、純、真絹、麻布」とあって、これが河南道の領域から庸や調として納入される税物品目を指します。

第五段落に「厥の貢」とあって、ここに河南道の諸地域から貢献される物品が記されるわけです。それらの物品は、例えば紬ですとか絶ですとか、文様の入った綾絹ですとか、葛の糸、水葱（すいそう）というのは湿地帯に生じるニンニク（ひょうしんせき）の一種、蕙心（ひょうしんせき）というは荻で編んだ筵（むしろ）のことです。そのほか、陶器や石の工芸品などが挙げられています。さらにその後、各州の貢献品が列記されています。この「何州の何々」という書き方なのですが、これを覚えておいていただきたいと思えます。

そして、最後の第六段落の部分に「遠夷は則ち海東の新羅・日本の貢献を控う」とあって、河南道以外にも「遠夷の貢献」という記事が見えます。つまり、唐では外国の使節が唐の皇帝への献上品として持ってきた物品は、内地の場合と同様に、遠い異民族から「貢献」されたものと見なしたのであります。その扱いは内地の税や貢献と同じく、尚書省の戸部が管轄したということになります。日本からの貢献が河南道に記されているのは、『大唐六典』の時代（八世紀の前半ですが）、その時代には日本の遣唐使はまだ東シナ海を突っ切らずに、朝鮮半島・山東半島を経由するルートをとっていましたので、それが反映されていることだろうと思います。

なお、唐の各地から貢献される物品を記した史料には、今見まし

た『大唐六典』のほかに、まとまった史料としてはもう一つ『通典』があります。『通典』は唐までの歴代王朝の制度を書きまとめた書物ですが、その巻六に「天下の諸郡の毎年の常貢」とあって、諸地域とその貢献品が列記されています。このような地域によって貢献される物品が記されるということは、これは先ほどの『大唐六典』に「何州の何々」と記されたのと同じで、しかもここには「毎年の常貢」とあって、「常の貢ぎ物」と書かれています。

つまり、貢献という制度は、その土地によって貢献するものがあるからか決められている制度だと考えなければならぬということだろうと思われるわけです。今、『通典』の広陵郡の貢（貢ぎ物）を挙げてみますと、次のとおりです。

広陵郡 貢、蕃客錦袍五十領、錦被五十張、半臂錦百段、新加錦袍二百領、青銅鏡十面、莞席十領、独窠細綾十疋、蛇床子七斗、蛇床仁一斗、鉄精一斤、免絲子一斤、白芒十五斤、空青三両、造水牛皮甲千領并袋。今揚州。

広陵郡といえますのは、この史料の末尾に「今の揚州なり」とあるように、州でいうと揚子江下流の揚州になります。その揚州からの貢献品の中に、冒頭に「蕃客の錦袍五十領」と見えます。つまり、外国へのお客さんへの錦の上衣五〇着ということです。これは先ほどの国書に見えた「錦の上衣一幅」ですとか、「錦の上衣錦袍」というのと一致いたします。つまり、これらの返礼品はもとほといえ、揚州から貢献されたものであった、少なくともそれが含まれていた可能性が存在するわけです。

さて、『通典』の広陵郡の貢をもう一度見ますと、「蕃客の錦袍」、

錦の上衣以外にも高級絹製品が多く、これらも唐政府は貢献によって入手していたことがわかります。その中に「青銅鏡十面」とあるのも注目されます。といいますが、金属製品も貢献によって都に送られる実例がこれでわかります。これは、『旧唐書』徳宗本紀、大曆十四年（七七九年）六月の条に、徳宗が即位した直後のこととして、揚州が毎年端午の日に铸造する鏡の貢献はやめさせろという記事が見えるのと一致します。やはり、これらの貢献が実行されていたことが確認されるわけです。この揚州の鏡の貢献をやめさせたというのは、皇帝が即位すると、その直後にはしばしばぜいたく禁止令を出すその一環であって、あくまでも形式的にすぎません。（余計なことですが、ここに端午の日と書かれていますのは、中国で鏡をつくる場合には端午の節句に火を入れて铸造するからです。今は全然関係ありませんけれども）。

さて、上の『大唐六典』や『通典』で一部取り上げましたが、各地の貢献品をざっと主だったものを整理してレジュメに示しました。これは宮園和禧さんが既に整理されているのを借りて、それをまとめたものです。これらは一々読みませんが、調や庸の税では集められない、あらゆる財貨、物品、原料が都に集中させられるわけであります。これらの財貨は、例えば王侯や官僚、軍人への賜い物や皇帝や皇族の生活を彩る日常品や、宮殿の裝飾などに用いられる。そして外国使節への返礼品としても使用されたと思われるわけです。

\* \* \* \*

ところで、このように貢献の制度をもって唐王朝は支配領域内で産出される財貨を都に集めて、国家運営を行っていたのではないかということがわかって、それを産出する在地のほうでどのような生産していたのかという点までは、以上に取り上げましたような史料ではそういう生々しい姿はわからない。つまり、末端の生産者側の実際のあり方、これらは『旧唐書』や『新唐書』、『資治通鑑』などの歴史書物では全くと言っていいほどどうかがい知れません。それらの歴史書は、あくまでもお上の側が編纂したものです。

そこで今は、唐代の文学作品を取り上げてみたいと思います。レジュメには三つの詩を挙げました。第一は王建が作った「織錦曲」(『王建詩集』巻二)という詩で、内容は女工哀史とでも言うべき作品です。冒頭だけ読んでみますと、「大女、身は為る織錦戸。名は在り、泉家の供進簿。長頭、様を起こし作官に呈す。聞くならく、官家苦難に中たる」というような詩です。訳してみますと、「成人の女性、その身分は織錦戸であって、その名簿は泉の役所の供進簿に登録されている。お頭が織物の文様のサンプルをつくって担当の役人に提出したが、聞くところによると、役所ではその文様にクレームがついたという」という意味で、そこで寝る間も惜しんで錦を織らなければならない、この織錦戸の女性の苦労がうたわれている詩です。

第二の作品は、元稹の「織婦詞」(『元氏長慶集』巻二三)という詩で、やはり女工哀史的な作品ですが、終わりの方に作者自身が注をつけておりまして、そこに「予(私)は、荊州に立ち寄ったとき、貢綾戸を目撃した。年老いるまで嫁がない女性がいる」と記してい

ます。したがって、これらの詩はフィクションとはいっても、そのモチーフはノンフィクションだと考えてよいかと思われれます。

第三の作品は、白居易(白樂天)の「繡綾」(『白氏文集』巻四)という詩ですが、タイトルに「女工の労を思うなり」という副題がつけられています。このうち特に注目すべきは傍線を引いた箇所です。読んでみますと「織る者は何人ぞ、衣る者は誰ぞ。越溪の寒女、漢宮の姫。去る年、中使口勅を宣べ、天上より様を取りて人間に織らしむ」と、白居易は詠んでいます。訳してみますと、「この絹織物を織るのは誰で、着るのは誰か。織るのは越地方の貧しい家の女性で、着るのは宮廷の姫たちである。去年、宮中からの使者が勅を述べ伝えて、お上から文様の指定を受けて、民間に織らせているのである」ということです。ここに見える「中使口勅を宣べ、天上より様を取りて人間に織らしむ」というくだりや、王建の「織錦曲」の冒頭にあった「長頭、様を起こし作官に呈す」などといったくだりは、貢献制度の実態をよく示していると言えます。

つまり、唐の貢献制というのは、地方の役人が、今年はずちの管轄内でこのような良いものができたので、これを皇帝陛下に貢ごうという、そういうものではないということです。貢献制は、あらかじめその土地の貢献する物品が決められていて、それを製作したり採取したりする者が決められていて、彼らは供進簿のような戸籍名簿に登録されていて、専門にそれらを供給する業務に携わっている、そういう制度だと考えられるわけです。それらを地方官が代価を出して購入するというのは、供進簿のような人たちは一次産業に携わりませんので、生活費を保証しなければ貢献は続かないからだと思

われます。

以上に挙げました作品は、いずれも九世紀の、唐の詩のジャンルでいうと中唐に当たる時代の詩です。中唐という時代は、それまでの定型美に基づく作風と違って、詩人は生々しいモチーフによって自然主義的な作品を謳うようになるとされている時期で、それがおそらくこのような作品にも反映されているのだと思われまます。

さらに地方民間における貢献の在り方を、もう少し別の形態に見てみます。劉恂の『嶺表録異』という書物の巻上には、「廉州の海辺の島に大きな池があって、これを真珠の池と呼んでおり、毎年廉州の刺史は、真珠をとる家の人が池に入って、老蚌（貝の名前ですが）を割って真珠をとるのを監督して、それを都に貢献している」という記事があります。また、『太平御覽』巻八〇三に引用された『南州異物志』という書物には、「合浦の民はよく泳いで真珠をとる。子どもが十歳になると、潜って真珠のとり方を教える」とあります。これなどは、おそらくは先祖代々、村を挙げて真珠をとっていて、むしろ、それを地方官に買ってもらって生活の足しにしていたのだらうと思われまます。この冒頭にある「合浦」というのは『嶺表録異』の廉州のことです。

さらに、『朝野僉載』巻三には、先ほど触れました「揚州の青銅鏡」の話が見え、「青銅鏡は揚州の高郵県という県の長官の幼臨という人が製造させていた」ということが伝えられています。

以上述べましたことを整理してみますと、唐の貢献制とは各地の地方官が民間に製作させ、または採取させて、それを買い上げて都に送り、あるいは地方官が市場で特産品を購入して都に送り、こう

して長安に中国中から財貨を集中させるというシステムのことであります。ただし、貢献の条文規定にありました、購入額が五〇疋以下という金額ですが、これを税の調でいいますと、唐の調は絹類ならば一人につき二分の一疋ですから、五〇疋といえれば一〇〇人分の調にすぎません。州を単位にしてこれだけのものを貢献しなさいというのだとすると、金額が低すぎると思いますし、一人から買い上げるには高すぎるようにも思えます。この上限五〇疋が何を単位とした規定なのかというのは、実は残念ながらまだわかりません。

\* \* \* \* \*

今まで、貢献というシステムによって財貨を中央に集中させる方法を見ましたけれども、一方で外交に使われる高級絹織物や金銀工芸品というものは、都かどこかの官営工房で造られたのではないかという考え方も、当然できるわけです。そこで、最後に官営工房における製作を簡単に見てみたいと思います。

ここに、二枚の銀盤の写真を掲載いたしました。どちらも中央に金の鍍金で動物が浮き彫りにされていて、右の写真は正倉院の南倉に所蔵される「金銀花盤」と呼ばれるものです。これと極めて類似した銀盤が、中国の西安で出土しています。左の写真です。また、右の正倉院のものには、先のとがった彫刻刀のようなもので傷つける蹴彫りで「字字号二尺盤一面」と彫られています。それが陝西省の西安の郊外で出土した銀のおわんにも同じ「字字号」という銘が彫られたものが見つかっておりまして、この「字字号」というのは、

中国陝西省西安市  
八府庄出土、金銀盤



金銀花盤（正倉院南倉）  
径61.5cm 8世紀 銀製鍛造



官営工房の名称ではないかと考えられています。そのようなことが背景にありますので、この正倉院の「金銀花盤」は中国からの渡来品とされる物品です。

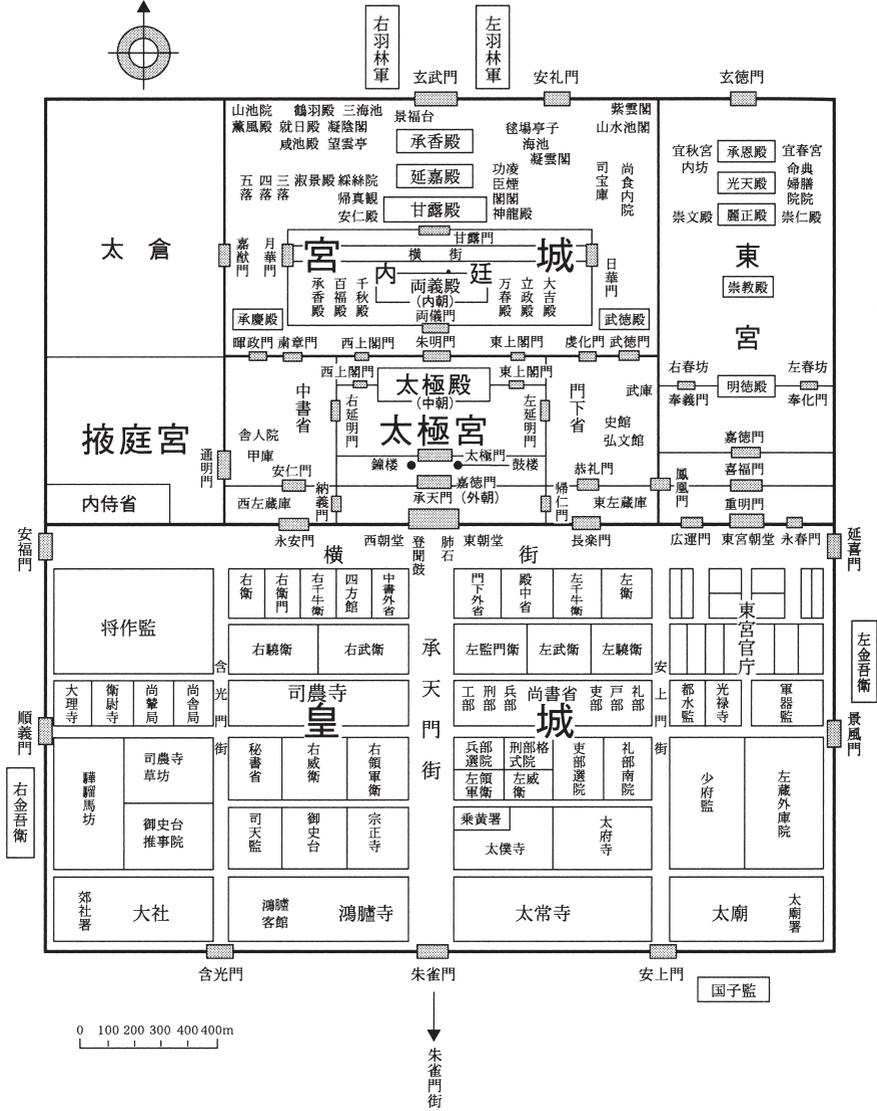
としますと、このような製品は貢献制度で地方から長安にもたらされたと思われるよりは、官営工房で製作されたと考えるほうが妥当のように思われてまいります。唐の長安城の皇城（皇城というのは宮城の南にある官庁街ですが）、その皇城の見取り図を掲載いたしました（次頁参照）。この図を見ますと、南の城壁の中央に朱雀門という門があり、この朱雀門を入りましてすぐ左側に、今日でいう外務省に当たる鴻臚寺があつて、さらにその左に鴻臚客館という迎賓館がありました。日本の遣唐使はここに滞在したのです。

皇城の東南隅には太廟があつて、そのすぐ北に少府監という部署がございます。ここが王朝の工芸品製作を管理する部署で、官営工房そのものがここにあつたかどうかまではわかりませんが、ここが製作をつかさどっていました。この少府監のスペースは南北が四〇〇メートルぐらいありますので、おそらく官営工房もこの中にあつたのではないかと思われます。

先ほども見ました『大唐六典』の巻二一、少府監の条には、銅や鉄、器物の鑄造を管理するというように書かれていますし、『新唐書』百官志を見ますと、少府監の下の役人の中に「綾錦坊巧児三六五人」ですとか、「内作使綾匠八三人」「掖庭綾匠一五〇人」のような数字が見えます。掖庭綾匠といひますのは、女官のいる掖庭宮の女性のための綾織物を織る職人だと思われます。

このように、官製の金銀製品や絹織物工芸は、長安城の少府監に

唐長安城の宮城・皇城図  
 (妹尾達彦『長安の都市計画』、講談社、2001年)



よって製作されていたと思われるのですが、今度は『太平広記』巻二五七に収められた「織錦人」という散文の小説作品に見えます。短い作品ですので、ざっと意味をとってみますと、次のようになります。

唐の盧氏の家のものが、第に中たらず（つまり科挙の試験に合格しなかったという意味ですが）、彼はおそらくがっかりして歩いて都の城門の東まで行きました。その日は風が冷たくて、そこで彼は旅館に身を投じたところ、続いて入ってくる者がいました。二人でしばらく火に当たっていると、その人が突然詩を吟じたという。その詩は「錦や綾を織る修行をしてきたけれども、大した技術ではない。梭を何度も投じて織ってきたけれども、私に政府の錦を織る家の者に会えなどと教えてくれるな。私の織る文様などは彼らを笑わせるだけだ」とつぶやいたというのです。また、「今の時代は文様のことは重視しない。自分の織物の文様を人に自慢するようなことはすべきではない」ともつぶやいた。盧氏は大変驚きまして、それは白居易の詩を踏まえたものだったからだということです。そこで名前を聞いてみると、その人は、「私は姓を李といつて代々綾・絹・錦を織ってきた職人。離乱の前は（安史の乱の前）というところでしょか）、そのころは洛陽の官錦坊の織宮錦巧児という職人でした。私の拙い芸でもって長安の組合に身を投じようとしたのだけでも、みんな今の文様は昔と違っているのだから、おまえなんか誰が雇うものかといつて笑われた」と、そう言ったという。その人は東のほうに行つてしまつた。

ただこれだけの作品なのですが、これでおわかりいただけると思います。唐代の長安や洛陽などの都城には、官宮工房とそこで働く職人がいたということは、まず間違いないと考えてよいだろうということですね。

それでは、彼ら職人が作品を製作する際に、その原料はどのように調達するのかといいますと、もう一度唐の皇城の見取り図を見ますと、少府監の隣に、同じブロック内に「左蔵外庫院」というものが見てとれます。この左蔵というのは庸や調の税物を管理する蔵で、外庫院はいわばその出先倉庫です。この左蔵外庫院が少府監と同じブロックにあるのは、決して偶然のはずはなく、生糸などの庸や調のものうち原料として使うものは、この外庫院に入れられ、少府監はそれを用いて作品を製作したと考えられます。

\* \* \* \* \*

これまで述べてきたことをまとめてみます。長安の蔵には「左蔵庫」と「右蔵庫」とさらには皇帝の直属の蔵である「内蔵庫」の、合計三つの蔵がありました。このうち地方から庸や調の税物で徴収された財貨は左蔵庫に入り、貢献で納められた財貨は右蔵庫に入れられました。外国使節がもたらした国信物も貢献ととらえられますので右蔵庫に入りました。右蔵庫に入れられた貢献品のうち、皇帝の賜り物として使用するに耐えられるほどの製品は内蔵庫に移されます。一方、左蔵庫のものうち、官宮工房の原料に使用されるものは外庫院を経て少府監に移されて製品化され、それも内蔵庫に収められ

ます。そして、内蔵庫から外国元首への国信物や使節への賜い物などが出されて、このようにして物品が動いていたと見られるわけです。

したがって、我が国の遣唐使が持っていった国信物が内蔵庫に移されて、それが別の国への国信に使われるということも、理屈上はあり得るわけです。日本がそれだけのものを持っていったかどうかは別問題ですけれども。それから、またその逆もあり得るわけです。あるいは、現在正倉院や法隆寺などに保存されている錦織物が、もとはといえば、越州などの貧しい女性が織って貢献したのもかもしれないということになるわけです。私は、このような物品の移動方式が、唐の中ごろに完成した一つのモデルとして捉えられないかと思っております。

これが唐の後半になりますと、江戸時代の幕藩体制みたくに、中国各地に節度使が割拠してきて、地方からの贈り物も「進奉」と呼ばれるようになり、節度使から皇帝に贈られる形をとってまいります。やがて、それが次の時代になりますと、民間商人が外国に行つて、外国と商取引をやる際に、相手の権力者にその許しを得るために差し出すものとして、「進奉」という語が使われてまいります。例えば、『本朝文粹』巻七に収められた五代十国時代の呉越という国に対して日本があてた国書を見ますと、これなどは外国の使節ではなく、この呉越から来た商人が運んでいることがわかります。もはやそのような時代になっております。

今申しましたシステムが、おそらくはやがてユーラシアの商業ネットワークの中に組み込まれていって、物が大きく動き出して、イ

ブン・バトウータのような時代を用意する。さらに言えば、その後のヨーロッパ列強の大航海時代を、特にアジア進出後の列強の交易を準備することになるのではないだろうか。そのスタートの形として、このモデルを想定してみてもどうだろうかというのが、今日の私の話の試みでございます。

以上でございます。どうもありがとうございました。